

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく実施状況

平成22年5月17日
信用組合 広島商銀

法第4条に基づく措置

『債務者が中小企業者である場合』

(単位：百万円)

	平成21年12月末		平成22年3月末	
	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	19	3,972	113	12,684
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権	19	3,972	106	12,645
うち、実行に係る貸付債権	8	2,007	80	9,963
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	5	510
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権	11	1,964	21	2,171
うち、取下げに係る貸付債権	0	0	0	0
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権	0	0	7	39
うち、実行に係る貸付債権	0	0	7	39
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	0	0
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権	0	0	0	0

『債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合』

	平成21年12月末		平成22年3月末	
	件数	金額	件数	金額
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	10	1,660	39	3,807
うち、実行に係る貸付債権	5	643	34	3,061
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	1	6
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権	5	1,016	4	739
うち、取下げに係る貸付債権	0	0	0	0

法第5条に基づく措置

『債務者が住宅資金借入者である場合』

	平成21年12月末		平成22年3月末	
	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	2	10	8	72
うち、実行に係る貸付債権	2	10	4	56
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権	0	0	4	16
うち、取下げに係る貸付債権	0	0	0	0